

3 春日井市DV基本計画改定について

1 趣旨

現行の基本計画が平成25年度末をもって、計画期間を満了するため、新たな計画を策定する。策定に当たっては、平成24年度中に県が新たな基本計画を策定するため、その内容を踏まえたものとする。

2 市の計画概要

市の計画	名称	春日井市DV対策基本計画
	期間	平成21年度～平成25年度
	体系	基本目標 「人権が尊重され、DVのない安心して暮らせるまちかすがいい」 基本課題、今後の取組 (参考資料3-1)
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法令(以下、「DV防止法」という。)第2条の3第3項 ※市の策定は「努力義務」	

3 国・県の計画等

国	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成16年12月策定、平成24年8月1日一部改正)(参考資料3-2) ※根拠法令：DV防止法	
県の計画	配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次) (平成24年度中策定予定)(参考資料3-3) ※根拠法令：DV防止法第2条の3第1項 ※都道府県の策定は「義務」	

4 今後のスケジュール（案）

区 分	4～6月	7月～9月	10月～12月	平成26年 1月～3月
審議会		①計画骨子案 ②計画素案	③計画中間案	④市民意見公募 計画最終案 ⑤報告
連絡会議	①計画改定検討 ②計画骨子案	③計画素案	④計画中間案 ⑤市民意見公募 計画最終案	
男女共同参画課	○計画案検討	○計画中間案	○市民意見公募 実施	○計画策定